

松本市告示第205号

松本市外部公益通報事務取扱要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

松本市長 臥雲 義尚

松本市外部公益通報事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に対してなされた公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づく公益通報(以下「通報」という。)に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部公益通報 労働者等(法第2条第1項各号に掲げる者をいう。)が、当該各号に定める事業者又はその事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者に係る同条第3項に定める通報対象事実(以下「通報対象事実」という。)に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する本市の機関に対して行う同条第1項に定める公益通報をいう。

(2) 通報者 外部公益通報をする者をいう。

(通報の受付窓口)

第3条 通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を住民自治局市民相談課に置く。

(通報の受付等)

第4条 通報窓口は、書面又は面談により通報を受け付け、通報者の氏名、住所、内容等の聴取等により、当該通報の趣旨の確認に努めるものとする。

2 通報窓口は、前項の規定による通報を受け付けた場合は、受理又は不受理の別を通報者に通知するとともに、通報者の秘密は保持されることを説明するものとする。

3 通報窓口は、当該通報対象事実について、市の機関が処分権限を有する場合にあっては処分権限を有する課等(以下「所管課」という。)の決定をするものとする。

4 通報窓口は、当該通報対象事実について、市の機関が処分権限を有しない場合にあっては、処分権限を有する行政機関を通報者に教示するものとする。

(調査等)

第5条 所管課は、通報窓口から通報を引き継いだときは、速やかに調査を開始するものとする。

2 所管課は、通報に関する秘密を保持するとともに、通報者の個人情報を保護するため、関係事業者に通報者が特定されないように十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法により調査を行うものとする。

3 所管課は、調査終了後は速やかに調査結果を取りまとめ、通報窓口を通じて遅滞なく通報者へ通知するものとする。ただし、通報者本人が通知を希望しない等の特別な理由がある場合は、この限りでない。

4 調査開始後において所管課が処分権限を有しないことが判明した場合は、処分権限を有する行政機関を通報者に教示するものとする。

(措置等)

第6条 所管課は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置を講じるとともに、その旨を通報窓口を通じて通報者に通知するものとする。ただし、通報者本人が通知を希望しない等の特別な理由がある場合は、この限りでない。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第7条 市の職員（以下「職員」という。）は、通報に関してその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 職員は、通報又は相談に関する情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を最小限に限定するよう努めるものとする。

(利益相反関係の排除)

第8条 職員は、自己に直接の利害関係がある通報事案に関与してはならない。

(相互協力)

第9条 市の機関は、他の行政機関から外部公益通報について協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(運用状況の公開)

第10条 市長は、氏名等通報者が特定できる情報を除き、外部公益通報の件数、主な内容等について、毎年度公表するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。